

## 匝瑳市横芝光町消防組合議会令和5年3月定例会の審議の結果

組 合 長 提 出 議 案		
番 号	議 案 名 と 内 容	結 果
議案第1号	専決処分の承認を求めることについて(匝瑳市横芝光町消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について)	承認
議案第2号	専決処分の承認を求めることについて(匝瑳市横芝光町消防組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について)	承認
議案第3号	令和5年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計予算について	原案可決
議案第4号	令和5年度匝瑳市横芝光町消防組合分担金の市町別分賦について	原案可決
議案第5号	令和4年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計補正予算(第2号)について	原案可決
議案第6号	匝瑳市横芝光町消防組合職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について	原案可決
議案第7号	匝瑳市横芝光町消防組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第8号	匝瑳市横芝光町消防組合職員の分限に関する手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第9号	匝瑳市横芝光町消防組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について	原案可決

令和5年3月定例会

匝瑳市横芝光町消防組合議会  
会議録

令和5年3月28日 開会

令和5年3月28日 閉会

匝瑳市横芝光町消防組合議会

令和5年3月定例

匝瑳市横芝光町消防組合告示第1号

匝瑳市横芝光町消防組合議会令和5年3月定例会を下記のとおり招集する。

令和5年2月28日

匝瑳市横芝光町消防組合  
組合長 宮内 康幸

記

- 1 日 時 令和5年3月28日（火）午前9時30分
- 2 場 所 野栄総合支所2階（学習室）

匝瑳市横芝光町消防組合議会 令和5年3月定例会 会議録目次

議事日程	1
出席議員	2
欠席議員	2
事務局職員出席者	2
地方自治法第121条の規定による出席者	2
開会の宣告	4
議席の指定	4
新規選出議員の紹介	4
議長の選挙	4
会期の決定	6
会議録署名議員の指名	7
出席説明員の承認	7
報告第1号及び議案第1号―議案第9号の上程	7
組合長提案理由の説明	7
報告(第1号)の内容説明―質疑	10
議案(第1号)の内容説明―質疑	12
議案(第2号)の内容説明―質疑	13
議案(第3号及び第4号)の内容説明―質疑	14
議案(第5号)の内容説明―質疑	20
議案(第6号)の内容説明―質疑	25
議案(第7号)の内容説明―質疑	26
議案(第8号)の内容説明―質疑	26
議案(第9号)の内容説明―質疑	27
一般質問	28
議案(第1号―第9号)に対する討論	39
議案(第1号―第9号)に対する採決	39
日程の追加	41
発議案第1号の上程	42
発議案第1号の採決	43

閉会の宣言	4 3
署名議員	4 5

令和5年3月定例会

匠瑳市横芝光町消防組合議会令和5年3月定例会議事日程

3月28日（火曜日）午前9時30分開会

- 1 開会の宣言
- 2 議席の指定
- 3 議長の選挙
- 4 会期の決定
- 5 会議録署名議員の指名
- 6 出席説明員の承認
- 7 報告第1号及び議案第1号－議案第9号の上程
  - 報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）
  - 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（匠瑳市横芝光町消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について）
  - 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（匠瑳市横芝光町消防組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について）
  - 議案第3号 令和5年度匠瑳市横芝光町消防組合一般会計予算について
  - 議案第4号 令和5年度匠瑳市横芝光町消防組合分担金の市町別分賦について
  - 議案第5号 令和4年度匠瑳市横芝光町消防組合一般会計補正予算（第2号）について
  - 議案第6号 匠瑳市横芝光町消防組合職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について
  - 議案第7号 匠瑳市横芝光町消防組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第8号 匠瑳市横芝光町消防組合職員の分限に関する手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第9号 匠瑳市横芝光町消防組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について
- 8 組合長提案理由の説明
- 9 報告（第1号）の内容説明－質疑

- 1 0 議案（第1号）の内容説明－質疑
- 1 1 議案（第2号）の内容説明－質疑
- 1 2 議案（第3号）の内容説明－質疑
- 1 3 議案（第4号）の内容説明－質疑
- 1 4 議案（第5号）の内容説明－質疑
- 1 5 議案（第6号）の内容説明－質疑
- 1 6 議案（第7号）の内容説明－質疑
- 1 7 議案（第8号）の内容説明－質疑
- 1 8 議案（第9号）の内容説明－質疑
- 1 9 一般質問
- 2 0 議案（第1号－第9号）に対する討論
- 2 1 議案（第1号－第9号）に対する採決
- 2 2 日程の追加
- 2 3 発議案第1号の上程
- 2 4 発議案第1号の採決
- 2 5 閉会の宣言

---

出席議員（9名）

議長	石田勝一君	2番	林 明敏君
3番	都祭広一君	4番	椎名勝英君
5番	林 勝也君	7番	庄内賢一君
8番	秋鹿幹夫君	9番	小倉弘業君
10番	川島光男君		

---

欠席議員（1名）

6番 秋山忠史君

---

事務局職員出席者

主査	鈴木隆一	副主査	鈴木和久
副主査	岡嶋晃貴		

---

地方自治法第121条の規定による出席者

執行部

組合長	宮内康幸君	副組合長	佐藤晴彦君
会計管理者	山下和子君		
消防組合			
消防長	土屋 修君	総務課長	大木利貞君
警防課長	布施泰史君	予防課長	石井 清君
匝瑳消防署長	北田 忠君	横芝光消防署長	坂田英明君



△開会の宣言（午前9時30分）

○副議長（庄内賢一君） おはようございます。

地方自治法第106条第1項の規定により副議長が、議長の職務を行います。

ただいまの出席議員数は、9名であります。よって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これより、匝瑳市横芝光町消防組合議会令和5年3月定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

---

△議席の指定

○副議長（庄内賢一君） 日程第1、議席の指定を行います。会議規則第3条第2項の規定により、ただいま改選議員が着席している席を本議席と指定します。

---

△新規選出議員の紹介

○副議長（庄内賢一君） 議案審議前に匝瑳市議会選出の1号議員、4名の方が新たに選出されておりますので、御紹介いたします。

議席番号1番 石田勝一君。

〔議員自己紹介〕

議席番号2番 林明敏君。

〔議員自己紹介〕

議席番号3番 都祭広一君。

〔議員自己紹介〕

議席番号4番 椎名勝英君。

〔議員自己紹介〕

---

△議長の選挙

○副議長（庄内賢一君） 日程第2、これより議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法は、投票、指名推選のいずれかの方法にいたしますか。御発言をお願いいたします。

小倉弘業君。

◆9番議員（小倉弘業君） 選挙の方法は、指名推選とし慣例により匠瑳市の1号議員から選出してはいかがでしょうか。お諮り願います。

○副議長（庄内賢一君） ただいま小倉弘業君から、指名推選により、匠瑳市の1号議員から選出してはいかがかとの声がありました。

お諮りいたします。選挙の方法については、指名推選により匠瑳市の1号議員から選出することに御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（庄内賢一君） 御異議ないものと認めます。

よって、議長を匠瑳市の1号議員より、選出することと決しました。

暫時休憩いたします。

〔別室にて選出〕

△午前09時33分 休憩

---

△午前09時35分 再開

○副議長（庄内賢一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

御発言をお願いいたします。

都祭広一君。

◆3番議員(都祭広一君) ただいま、匝瑳市議会議員で協議しました結果、石田勝一議員を議長に推挙することで決定いたしましたので、御報告いたします。

○副議長(庄内賢一君) ただいま、石田勝一君が、指名されました。

議長の当選人に定めることに、御異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(庄内賢一君) 御異議ないものと認めます。石田勝一君が議長に当選されました。

ただいま、議長に当選されました、石田勝一君が議長におられますので、会議規則第31条第2項の規定による告知をいたします。石田勝一君が議長に当選されました。

告知を終わります。

ここで議長に当選されました石田勝一君から当選受諾の御挨拶をお願いいたします。

石田勝一君。

○新議長(石田勝一君) 匝瑳市議会議員の石田勝一であります。ただいま、皆様方に御推挙いただきまして、消防組合議長に就任することになりました。皆様方の御指導、御協力をいただきまして議長の任を務めさせていただきたい、このように存じます。どうかよろしく御願いたします。

○副議長(庄内賢一君) 議長当選受諾の挨拶が終わりました。これをもって、議長の職務は全部終了いたしました。皆様方の御協力に感謝申し上げまして、ここで議長と交代いたします。

暫時休憩いたします。

△午前09時36分 休憩

---

△午前09時39分 再開

△会期の決定

○議長（石田勝一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第3、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期については、本日、1日限りといたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石田勝一君） 御異議なしと認めます。よって会期は本日1日限りと決定いたしました。

---

△会議録署名議員の指名

○議長（石田勝一君） 日程第4、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第79条の規定により議長において、2番議員林明敏君、8番議員秋鹿幹夫君の両名を指名いたします。

会議録署名議員

2番議員 林明敏君

8番議員 秋鹿幹夫君

---

△出席説明員の承認

○議長（石田勝一君） 次に、本定例会に地方自治法第121条の規定に基づく出席者は、御手元に配布いたしました印刷物のとおりであります。

組合長から議案の送付があり、これを受理いたしましたので、御報告いたします。

---

△報告（第1号）・議案（第1号～議案第9号）の上程

○議長（石田勝一君） 日程第5、日程に従いまして、報告第1号及び議案第1号から議案第9号までを一括上程し、議題といたします。

---

△組合長提案理由の説明

○議長（石田勝一君） 日程第6、これより、宮内組合長に提案理由の説明を求めます。

宮内組合長。

◎組合長（宮内康幸君） 本日、匝瑳市横芝光町消防組合議会令和5年3月定例会をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともに御多忙の折にもかかわらず、御参集を賜り、心から感謝申し上げます。日頃より消防行政に対しまして、格別なる御理解と御協力をいただいておりますことに、厚く御礼を申し上げます。また、ただいま議長選挙におかれまして当選をされました石田勝一議員におかれましては、議会の円滑化並びに消防組合進展のため、更なる御尽力を賜りますようよろしくお願い申し上げますとともに、私ども執行部に対しましても御指導、御鞭撻をよろしくお願いいたします。

本定例会に提案いたします案件は、報告1件と議案9件でございますが、提案理由の御説明を申し上げる前に、組合長といたしまして、所信の一端を申し述べさせていただきます。

昨年は、ロシア軍によるウクライナへの軍事侵攻や北朝鮮による弾道ミサイルでの挑発行為が頻度を増し、国内において、Jアラートが発出された地域もありました。また、今年2月6日に発生した、トルコ、シリア大地震では、多くの方が被災し、お亡くなりになっており、日本からは、国際緊急援助隊の医療チーム・救助チーム等が派遣され、懸命な医療・救出活動等が実施されたところです。

このような中、昨年の当組合管内においては、自然災害による甚大な被害はありませんでしたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり、救急出動件数が過去最多の3,161件、1日当たり平均8件以上の出動となり、今後も救急需要の増大が見込まれます。

火災では、令和3年の37件に対し、令和4年は55件と18件増加し、建物火災では、匝瑳市で1名、横芝光町で1名の方がお亡くなりになっております。

各災害等において、お亡くなりになられた方に対し、心から御冥福をお祈りいたします。

さて、今後発生が危惧されております、首都直下型地震や南海トラフ地震等の大規模災害への対策も、重要な課題であり、関係機関と連携した対策を推進し、万全を期してまいりたいと考えております。

今後も職員が一致団結し、災害件数のさらなる減少、救急体制の充実を目指し、日々の努力を継続していくとともに、社会のニーズに対応した消防体制の構築を図っていくため、令和5年度の重点目標を次の3点といたしました。

1点目といたしまして、防災拠点である消防庁舎の建替整備・推進を図ってまいります。令和6年2月末の完成に向けて、横芝光消防署建設工事事業を推進するとともに、消防本部・匠瑤消防署の建替整備については、構成市町と協議の上、更なる調査、検討を行ってまいりたいと考えております。

2点目といたしまして、災害対応体制の強化を図ってまいります。災害時における部隊運用や各計画を点検し、必要に応じた計画の改正、新規策定等により、更なる災害対応の強化を図ってまいりたいと考えております。

3点目といたしまして、女性職員の活躍推進を図ってまいります。女性職員が安心して働くことができる施設の充実や女性職員の活躍推進に向けた職員の意識の改革・醸成を図ってまいりたいと考えております。

今後も、管内住民が安心・安全に暮らせるよう、総力を挙げて取り組んでまいり所存でありますので、議員各位の御指導、御協力をお願い申し上げます。

それでは、ただいまから提案理由を申し上げます。

報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）

本件は、消防自動車の物損事故について、地方自治法第292条の規定により準用する同法180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告するものがあります。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（匠瑤市横芝光町消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について）

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、国及び県に準じた措置を講じるため、非常勤職員の育児休業に係る取得要件を緩和するほか、所要の条文の整備をするに当たり、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定により令和4年12月12日に専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求めるため提案いたしました次第であります。

議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（匠瑤市横芝光町消防組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について）

本案は、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に準じ、一般職職員の給与を改正するため、

関係条例を改正するに当たり、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第 292 条の規定により準用する同法第 179 条第 1 項の規定により令和 4 年 12 月 23 日に専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求めるため提案いたしました次第であります。

議案第 3 号 令和 5 年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計予算について

本案は、令和 5 年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計予算を、12 億 4,629 万 7 千円といたしたく提案いたしました次第であります。

議案第 4 号 令和 5 年度匝瑳市横芝光町消防組合分担金の市町別分賦について

本案は、匝瑳市横芝光町消防組合規約第 12 条第 2 項の規定により、分担金負担割合を定めるため提案いたしました次第であります。

議案第 5 号 令和 4 年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計補正予算（第 2 号）について

本案は、歳入歳出それぞれ 1,667 万 7 千円を減額し、令和 4 年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計予算の総額を、歳入歳出それぞれ 18 億 2,902 万 4 千円といたしたく提案いたしました次第であります。

議案第 6 号 匝瑳市横芝光町消防組合職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について

本案は、地方公務員法の規定に基づき、職員の高齢者部分休業に関し必要な事項を定めるため、提案いたしました次第であります。

議案第 7 号 匝瑳市横芝光町消防組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、懲戒のうち、減給の効果に関する規定について整備いたしたく提案いたしました次第であります。

議案第 8 号 匝瑳市横芝光町消防組合職員の分限に関する手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、分限のうち、降給に関し必要な事項を定めるため、所要の条文の整備をいたしたく提案いたしました次第であります。

議案第 9 号 匝瑳市横芝光町消防組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について

本案は、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、国及び県に準じた措置を講じるため、現行 60 歳としている定年年齢を 65 歳まで段階的に引き上げるとともに、これに伴う諸制度を整備するための関係条例を改正いたしたく提案いたしました次第であります。

以上をもちまして、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議をいただき、御可決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（石田勝一君） 宮内組合長の提案理由の説明が終わりました。

---

△報告第1号の内容説明・質疑

○議長（石田勝一君） 日程第7、これより、質疑に入ります。

○議長（石田勝一君） 報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）を議題といたします。

事務局の内容説明を求めます。

大木総務課長

◎大木総務課長 それでは、報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）について、御説明いたします。本件は、公有自動車であります消防自動車が、火災出動した際に物損事故が発生し、損害賠償額の決定及び和解が成立いたしましたので、報告するものでございます。

事故の内容といたしましては、令和4年8月11日、午前10時35分頃、山武市松尾町八田において発生した建物火災へ隣接応援出動し、活動終了後の引揚途上、市道に停車してありました、警察車両の脇を通過する際、誘導員を配置しましたが、消防車両の左後方と警察車両の右後方の部分が接触してしまった物損事故でございます。

過失割合に関しましては、100対0で消防組合の過失が100であり、修繕費用の全額28万1,689円を損害賠償金として支払うことで和解し、令和4年11月10日示談が成立いたしました。

損害賠償金につきましては、全額共済保険で賄っております。なお、車両を誘導する際の確認等を徹底し、再発防止を図ってまいります。

以上で報告第1号の説明を終わります。



○議長（石田勝一君） 事務局の内容説明が終わりました。

質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石田勝一君） 質疑がないようですので、これをもって、報告第1号の質疑を打ち切ります。

---

#### △議案第1号の内容説明・質疑

○議長（石田勝一君） 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（匠瑳市横芝光町消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について）を議題といたします。

事務局の内容説明を求めます。

大木総務課長。

◎大木総務課長 それでは、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（匠瑳市横芝光町消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について）について、御説明いたします。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、国及び県に準じた措置を講ずるため、非常勤職員の育児休業に係る取得要件を緩和するほか、所要の条文の整備するものでございます。

条例の改正概要でございますが、まず、子の出生の日から8週間以内の非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和といたしまして、「子の1歳6か月、到達日まで」に任期が満了すること及び引き続き採用されないことが明らかな場合との要件を、「子の出生後8週間と6月を経過する日以降」に任期が満了すること及び引き続き採用されないことが明らかな場合に改正しております。

また、子が1歳以降の非常勤職員の育児休業の取得の柔軟化といたしまして、現行の規定では、子の1歳到達日の翌日又は1歳6か月到達日の翌日に限り夫婦の交替が可能としておりますが、他の日でも夫婦の交替が可能となるよう改正を行っております。

また、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正により、原則2回まで育児休業を取得することできるようになることから、育児休業等計画書により申し出た場合の再度の取得に係る規定を削除しております。

以上で議案第1号の説明を終わります。

○議長（石田勝一君） 事務局の内容説明が終わりました。

質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石田勝一君） 質疑がないようですので、これをもって、議案第1号の質疑を打ち切ります。

---

#### △議案第2号の内容説明・質疑

○議長（石田勝一君） 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（匝瑳市横芝光町消防組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について）を議題といたします。  
事務局の内容説明を求めます。

大木総務課長。

◎大木総務課長 それでは、議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（匝瑳市横芝光町消防組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について）について、御説明いたします。

本案は、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に準じ、職員の給与に関する条例の一部改正についてお願いするものでございます。

主な改正点につきましては、民間給与との格差の状況等を勘案し、千葉県人事委員会勧告に準じて、大卒初任給3千円及び高卒初任給を4千円上げるとともに、主に若年層の職員が在職する号給を対象とした上げを行うものでございます。

また、勤勉手当についても、民間の支給割合に見合うよう一般職員の支給月数を0.1月分、再任用職員については0.05月分、会計年度任用職員は令和5年4月1日から0.1月分引上げ

となります。

以上で議案第2号の説明を終わります。

○議長（石田勝一君） 事務局の内容説明が終わりました。

質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石田勝一君） 質疑がないようですので、これをもって、議案第2号の質疑を打ち切ります。

---

△議案第3号及び第4号の内容説明・質疑

○議長（石田勝一君） 議案第3号及び議案第4号は、関連性がございますので、一括議題として質疑に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石田勝一君） 御異議ないものと認め、議案第3号 令和5年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計予算について及び議案第4号 令和5年度匝瑳市横芝光町消防組合分担金の市町別分賦についてを一括議題といたします。

○議長（石田勝一君） 事務局の議案の内容説明を求めます。

土屋消防長。

◎土屋消防長 議案第3号 令和5年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計予算について、御説明いたします。御手元の議案第3号 予算書の1ページをお開きください。

令和5年度匝瑳市横芝光町消防組合の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12億4,629万7千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、2,000万円と定める。

令和5年3月28日提出

匠瑤市横芝光町消防組合

組合長 宮内 康幸

次に、2ページから3ページには、歳入歳出の各款項ごとに集計されており、4ページには地方債について記載されております。5ページ以降の予算説明書について御説明いたします。それでは、7ページをお開きください。

歳入歳出予算事項別明細書でございますが、はじめに、歳入につきまして、御説明いたします。

1款分担金及び負担金は、本年度予算額11億3,303万4千円、前年度予算額13億2,274万6千円で、1億8,971万2千円の減額でございます。

2款使用料及び手数料は、本年度予算額40万1千円で前年度と同額でございます。

3款国庫支出金は、本年度予算額1千円、前年度予算額1,416万9千円で、1,416万8千円の減額でございます。

4款県支出金は、本年度予算額1千円で、前年度と同額でございます。

5款繰越金は、本年度予算額100万円で、前年度と同額でございます。

6款諸収入は、本年度予算額86万円で、前年度と同額でございます。

7款組合債は、本年度予算額1億1,100万円、前年度予算額5億170万円で、3億9,070万円の減額でございます。

以上、歳入合計は、本年度予算額12億4,629万7千円、前年度予算額18億4,087万7千円で、5億9,458万円の減額となります。

次に、歳出について御説明いたします。8ページをお開きください。

1款議会費は、本年度予算額13万3千円で、前年度と同額でございます。

2款総務費は、本年度予算額8万3千円で、前年度と同額でございます。

3 款消防費は、本年度予算額 11 億 9,421 万 9 千円、前年度予算額 17 億 9,318 万 1 千円で、5 億 9,896 万 2 千円の減額でございます。

4 款公債費は、本年度予算額 4,686 万 2 千円、前年度予算額 4,248 万円で、438 万 2 千円の増額でございます。

5 款予備費は、本年度予算額 500 万円で、前年度と同額でございます。

以上、歳出合計は、本年度予算額 12 億 4,629 万 7 千円、前年度予算額 18 億 4,087 万 7 千円で、5 億 9,458 万円の減額となります。

9 ページをお開き願います。歳入につきまして御説明いたします。

1 款 1 項 1 目分担金は、本年度予算額 11 億 3,303 万 4 千円で、比較といたしまして 1 億 8,971 万 2 千円の減額となります。主な要因といたしましては、横芝光消防署建設に関連するものであります。分担金の市町別については、匝瑳市 6 億 2,366 万 3 千円、横芝光町は一般分担金 3 億 9,820 万 7 千円、特別分担金 1 億 1,116 万 4 千円を含め 5 億 937 万 1 千円となります。

2 款 1 項 1 目使用料は、本年度予算額 1 千円で、前年度と同額です。

2 款 2 項 1 目手数料は、本年度予算額 40 万円で、前年度と同額です。

3 款 1 項 1 目国庫補助金は、本年度予算額 1 千円で、1,416 万 8 千円の減額となります。

10 ページをお開きください。

4 款 1 項 1 目県補助金は、本年度予算額 1 千円で、前年度と同額です。

5 款 1 項 1 目繰越金は、100 万円で、前年度と同額です。

6 款 1 項 1 目組合預金利子は、本年度予算額 1 万円で、前年度と同額です。

6 款 2 項 1 目雑入は、本年度予算額 85 万円で、前年度と同額です。

11 ページをお開きください。

7 款 1 項 1 目消防債は、本年度予算額 1 億 1,100 万円で、3 億 9,070 万円の減額です。本年度予算額 1 億 1,100 円については、横芝光消防署庁舎建設事業に係る事業費によるものです。

次に、歳出について御説明いたします。

12 ページをご覧ください。

1 款 1 項 1 目議会費は、本年度予算額 13 万 3 千円で、前年度と同額です。

2 款 1 項 1 目一般管理費は、本年度予算額 5 万 3 千円で、前年度と同額です。

2 款 2 項 1 目監査委員費は、本年度予算額 3 万円で、前年度と同額です。

3 款 1 項 1 目常備消防費は、本年度予算額 9 億 7,308 万 7 千円で、2,289 万 3 千円の増額です。

内訳につきましては、1 節報酬 5 万 4 千円、2 節給料 4 億 790 万 3 千円、3 節職員手当等、2 億 8,642 万 2 千円。

13 ページをお開きください。

4 節共済費 1 億 6,029 万 4 千円、7 節報償費 11 万円、8 節旅費 95 万 3 千円、9 節交際費 12 万円、10 節需用費 4,679 万 6 千円で、主な内容に関しましては、消耗品費、光熱水費、修繕料などとなります。

14 ページをお開きください。

11 節役務費 873 万 2 千円で、主な内容に関しましては、各種使用料・手数料・検査料などです。

15 ページをお開きください。

12 節委託料 1,170 万円で、各種委託料などです。

16 ページをお開きください。

13 節使用料及び賃借料 1,535 万 7 千円で、各種業務で使用する、使用料、借上料などです。

17 ページをお開きください。

17 節備品購入費 563 万 3 千円で、各関係部署における備品購入費です。

18 節負担金、補助及び交付金 2,806 万 1 千円で、各種負担金などです。

19 ページをお開きください。

26 節公課費 95 万 2 千円で、自動車重量税 16 台分です。

以上が、常備消防費の内訳になります。

2 目消防施設費は、本年度予算額 2 億 2,113 万 2 千円で、6 億 2,185 万 5 千円の減額です。内訳につきましては、11 節役務費 165 万円、横芝光消防署庁舎建設事業廃棄物処分料、12 節委託料 1,565 万 9 千円で、横芝光消防署建設工事監理業務委託料 990 万円、20 ページ記載の横芝光消防署庁舎建設事業指令関係機器移設業務委託料 462 万円が主なものです。

14 節工事請負費 1 億 7,677 万 8 千円、横芝光消防署建設工事費となります。

17 節備品購入費 2,704 万 5 千円、横芝光消防署建設事業備品購入費となります。

4 款 1 項 1 目元金は、本年度予算額 4,572 万 5 千円で、345 万円の増額です。増額理由に関しましては、令和 3 年度に購入した消防ポンプ自動車に係る償還が始まるためです。

4 款 1 項 2 目利子は、本年度予算額 113 万 7 千円で 93 万 2 千円の増額で主な増額理由としましては、横芝光消防署建設工事に係るものです。

5 款 1 項 1 目予備費は、本年度予算額 500 万円で前年度と同額です。

以上が令和5年度予算の一般会計予算のあらましです。

21ページから30ページは給与明細となります。職員数や給与、各種手当等を記載しております。時間の都合上、説明を省略させていただきます。

次に、継続費について、御説明させていただきます。

31ページをお開き願います。

3款1項消防費における、横芝光消防署庁舎建設事業としまして、令和3年度7,993万3千円、令和4年度7億9,873万9千円、令和5年度2億867万8千円で、計10億8,735万円の事業費を見込むものであります。

次に、地方債の見込み額について、御説明させていただきます。

32ページをお開きください。

地方債は、記載のとおり普通債でございます。

前々年度末現在高は、1億4,905万円、前年度末現在高見込額6億5,447万5千円となります。当該年度中の起債見込額は、1億1,100万円で、当該年度中元金償還見込額は、4,572万5千円となり、当該年度末現在高見込額7億1,975万円として計上しております。

以上で議案第3号の説明を終わります。

続きまして、議案第4号 令和5年度匝瑳市横芝光町消防組合分担金の市町別分賦につきまして、御説明させていただきます。

別綴りの「令和5年度 分担金一覧表」を御覧ください。

一般分担金の算出方法につきましては、平成18年度から、特別分担金の算出方法につきましては令和2年度から変わっておりません。

まず、別表1につきましては、常備消防費の総額12億4,629万7千円の財源内訳及び両市町の分担金内訳を示しております。分担金内訳のうち一般分担金算出方法につきましては、次の別表2に記載しております。人件費、その他の常備消防費、議会費にそれぞれ案分率を乗じたものの計から特定財源を差し引いた金額が両市町における一般分担金となり、匝瑳市6億2,366万3千円、横芝光町3億9,820万7千円と算出されます。案分率につきましては、別表4、5を御参照願います。

次に、特別分担金算出方法につきましては、別表3に示しておりますが、特別分担金は横芝光消防署庁舎建設事業に係るものであり、地方債を除いた1億1,116万4千円を横芝光町に負担して頂くこととなります。

なお、事業費の内訳につきましては、備考の2を御参照願います。

以上で議案第4号の説明を終わります。

○議長（石田勝一君） 事務局の議案の内容説明が終わりました。

質疑を許します。

都祭広一君。

◆3番議員（都祭広一君） 1点確認をさせていただければと思いますのでよろしくお願いたします。職員費の部分なんですけど、22ページに職員数の表があります。

一般職、総括の中に括弧で2名ということで、これは再任用の方の数字が示されているというふうに理解しているんですけど、人件費の中で再任用の方は一般職の人件費になるのでしょうか、お聞きします。

○議長（石田勝一君） 大木総務課長。

◎大木総務課長 当消防組合の再任用につきましては、2名の短時間再任用職員となりますが、2名の給料は一般職給料で計上させていただいております。

○議長（石田勝一君） 都祭広一君。

◆3番議員（都祭広一君） 任用形態としてお聞きしたいんですけど、再任用の方は消防組合の中の短時間勤務ということをお聞きしましたけど、実際は行政の立場で考えますと、組合長の冒頭のあいさつでもありましたが、これから様々な災害が想定される中で、再任用の方のようなスキルを持った防災のプロといいますか、そうした方を行政の現場に登用して頂くことも非常に重要ではないかと思うのですが、そのような任用の仕方は可能なんですか。

○議長（石田勝一君） 土屋消防長。

◎土屋消防長 任用の形態としては、可能となります。

○議長（石田勝一君） 都祭広一君。



◆3番議員（都祭広一君） 今回の予算案の部分とは掛け離れてしまうかもしれなんですけど、今後そうした部分で行政の中での災害対応、様々な防災としての連携組織の構築という意味ではプロの方を行政の現場においていただくということは、様々な危機管理官や防災管理官として他の自治体を見てみますと登用されているケースもあるんじゃないかと思受けられますが、今後そうした検討をしていただきたいと思う次第であります、いかがでしょうか。

○議長（石田勝一君） 土屋消防長。

◎土屋消防長 当組合といたしましては、県内の消防本部の例を参考といたしまして、今後、調査研究してまいりたいと考えます。

○議長（石田勝一君） 都祭広一君。

◆3番議員（都祭広一君） ありがとうございます。実際、再任用の方が現場から離れて行政の現場に行くということは引き抜いてしまう形で、忸怩たる思いをしながら質問させていただいたのですが、これからの防災という意味で考える中では重要になってくると思いますので検討をお願いして質問を終わりにします。

○議長（石田勝一君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石田勝一君） 質疑がないようですので、これをもって、議案第3号及び議案第4号の質疑を打ち切ります。

---

△議案第5号の内容説明・質疑

○議長（石田勝一君） 議案第5号 令和4年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

○議長（石田勝一君） 事務局の議案の内容説明を求めます。

大木総務課長。

◎大木総務課長 それでは、議案第5号 令和4年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計補正予算（第2号）について、御説明いたします。

御手元の議案第5号 補正予算書の1ページをお開きください。

令和4年度 匝瑳市横芝光町消防組合の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,667万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億2,902万4千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和5年3月28日提出

匝瑳市横芝光町消防組合

組合長 宮内 康幸

7ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書に基づき、歳入から、御説明いたします。

1款分担金及び負担金は、補正前の額13億2,274万6千円、補正額3,001万9千円の減額で、12億9,272万7千円でございます。

3款国庫支出金は、補正前の額1,416万9千円、補正額70万5千円の減額で、1,346万4千円でございます。

5款繰越金は、補正前の額192万4千円、補正額2,024万7千円の増額で、2,217万1千円でございます。

7款組合債は、補正前の額5億560万円、補正額620万円の減額で、4億9,940万円でございます。

以上、歳入合計は、補正前の額 18 億 4,570 万 1 千円、補正額 1,667 万 7 千円の減額で、18 億 2,902 万 4 千円でございます。

次に、歳出について御説明いたします。

3 款消防費は、補正前の額 17 億 9,800 万 5 千円、補正額 1,658 万 3 千円の減額で、17 億 8,142 万 2 千円でございます。

4 款公債費は、補正前の額 4,248 万円、補正額 9 万 4 千円の減額で、4,238 万 6 千円でございます。

以上、歳出合計は、補正前の額 18 億 4,570 万 1 千円、補正額 1,667 万 7 千円の減額で、18 億 2,902 万 4 千円でございます。

8 ページをお開きください。

歳入の内訳について、御説明いたします。

1 款 1 項 1 目分担金は、補正額 3,001 万 9 千円の減額で、12 億 9,272 万 7 千円でございます。市町それぞれの内訳は、匝瑳市は、1,934 万 2 千円の減額、横芝光町は、特別分担金を含め、1,067 万 7 千円の減額でございます。

3 款 1 項 1 目国庫補助金は、補正額 70 万 5 千円の減額で、1,346 万 4 千円でございます。補正減額につきましては、入札の結果、横芝光消防署に配備した災害対応特殊救急車購入費の低減に伴い、緊急消防援助隊設備整備費補助金が減額されたものでございます。

5 款 1 項 1 目繰越金は、補正額 2,024 万 7 千円の増額で、2,217 万 1 千円でございます。補正増額につきましては、5 月末の出納閉鎖時の残金を繰越したものでございます。

7 款 1 項 1 目消防債は、補正額 620 万円の減額で、4 億 9,940 万円でございます。補正減額につきましては、入札を実施した結果、災害対応特殊救急自動車及び無人航空機に係る購入費用が低減されたことにより、借入額を減額するものでございます。

9 ページをご覧ください。

次に、歳出の内訳について、御説明いたします。

3 款 1 項 1 目常備消防費は、補正額 957 万 7 千円の減額で、9 億 4,544 万 1 千円でございます。内訳については、2 節、給料 765 万 2 千円の減額ですが、職員の変動等に係るものでございます。

4 節共済費 255 万円の減額については、職員の変動等に係るもの、また、負担率等が下がったことによるものでございます。

10 節需用費 229 万 5 千円の増額ですが、燃料費等の高騰により、増額するものでござい

す。

17 節備品購入費 132 万円の減額ですが、無人航空機の購入に当たり、当初予定していた機種  
の製造終了及び航空法の改正により、購入機種の変更が必要となり新たな機種を購入するに  
当たり、緊急防災減災事業債を活用し購入したため、減額するものでございます。

18 節負担金、補助及び交付金 35 万円の減額ですが、当消防組合の円滑な消防業務を推進す  
ることを目的に、中型及び大型自動車免許の取得の一部を補助するものですが、申請する職員  
がおりませんでした。また、消防団負担金につきましては、新型コロナウイルス感染拡大によ  
り一部視察研修が中止となったことから、減額するものでございます。

2 目消防施設費は、補正額 700 万 6 千円の減額で、8 億 3,598 万 1 千円でございます。減額  
の要因としましては、入札の結果、災害対応特殊救急車及び指揮車の購入費用が低減されたこ  
とによる減額でございます。

10 ページをお開きください。

4 款 1 項 2 目利子は、補正額 9 万 4 千円の減額で 11 万 1 千円でございます。減額の要因と  
しましては、横芝光消防署建設事業に係る、令和 3 年度出来高における支払いに関し、請負業  
者より請求がなかったことから、起債を起さなかったためでございます。

以上で、議案第 5 号の内容説明を終わります。

○議長（石田勝一君） 事務局の議案の内容説明が終わりました。

質疑を許します。

林明敏君。

◆ 2 番議員（林明敏君） ちょっとお教え願いたいのですが、9 ページの備品購入費の警防関係  
備品が予算をとって減額になった理由をもう一度教えていただきたいんですけど。

○議長（石田勝一君） 大木総務課長。

◎大木総務課長 当初の予定ですと、当初予算について 109 万 2,718 円の一般財源で購入予定で  
計上させていただいておりましたが、法改正、製造終了等により変更することとなりました。

その関係で、当初予定していた機種ではなく、緊急防災減災事業債を活用できる機種に変更  
したことに伴うものでございます。

○議長（石田勝一君） 林明敏君。

◆2番議員（林明敏君） もう一つは、消防職員運転免許証取得負担金の関係なんですけど、これは、中型車とか取るためのようなものなんでしょうか。

免許の改正になって消防車を運転するのに中型免許がなければ運転できないという解釈なんですけど、消防職員の方、全員運転できるのでしょうか。水槽付き消防車とか救助工作車とか。その辺をお聞きしたいです。

○議長（石田勝一君） 大木総務課長。

◎大木総務課長 当消防組合、大型、中型等ございます。法改正に伴い、大型、中型に乗れない職員が数名おります。

しかしながら、ほとんどの職員は運転可能となっております。

○議長（石田勝一君） 林明敏君。

◆2番議員（林明敏君） 最後に12ページの会計年度任用職員以外の表が1番上にあるんですが、補正後108人、補正前109人で1名減になっておりますが、これは途中で退職した方がいるという見方でよろしいですか。

○議長（石田勝一君） 大木総務課長。

◎大木総務課長 当消防組合ですが、令和4年度4月に退職者、懲戒免職となった職員がおります。

○議長（石田勝一君） 他に質疑はありませんか。

秋鹿幹夫君。

◆8番議員（秋鹿幹夫君） 9ページにあります、消防職員運転免許取得負担金についてなんですけど、申請が無かったということなんですけど、申請が無かった理由をお伺いできれば。

あと、負担割合ですね、個人の持ち出しがあるのかそちらの詳細をお伺いいたします。

○議長（石田勝一君） 大木総務課長。

◎大木総務課長 まず、申請につきましては、年度当初に全職員に免許取得の際は補助金の申請ができる旨の通知を出しております。

また、申請がなかった理由については、申請者がいなかったということになります。負担割合ですけど、1人1回5万円の補助を申請できるということになっております。

○議長（石田勝一君） 秋鹿幹夫君。

◆8番議員（秋鹿幹夫君） 負担割合5万円ということですけど、新規取得の場合は、5万円では全然カバーしきれないと認識しておりますけど、そういった理由で個人の持ち出しがでてしまうから、申請に至らなかったのではないかという考えの中で、この先もっと使いやすいように変更していく考えはないかお伺いします。

○議長（石田勝一君） 大木総務課長。

◎大木総務課長 確かに免許取得に関しては現在、高額になっております。

その中で、近隣、県下消防本部の動向を調査研究させていただき、今後、検討してまいりたいと考えております。

○議長（石田勝一君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石田勝一君） 質疑がないようですので、これをもって、議案第5号の質疑を打ち切ります。

---

△議案第6号の内容説明・質疑

○議長（石田勝一君） 議案第6号 匠瑳市横芝光町消防組合職員の高齢者部分休業に関する条例の制定についてを議題といたします。

事務局の議案の内容説明を求めます。

大木総務課長。

◎大木総務課長 それでは、議案第6号 匠瑳市横芝光町消防組合職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について、御説明いたします。

まず、高齢者部分休業につきましては、地方公務員法第26条の3の規定により高年齢として条例で定める年齢に達した職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、任命権者の承認のもと、常勤職員の身分のまま定年退職日までの期間中、1週間の勤務時間の一部について休業することができる制度でございます。

なお、この場合、勤務しない時間に係る金額が給与から減額されます。

条例の内容といたしまして、高齢者としての年齢を55歳と規定するとともに、高齢者部分休業に係る条件、高齢者部分休業取得中の給与額の調整、高齢者部分休業に係る承認の取り消し又は休業時間の短縮などについて規定しております。

以上で、議案第6号の内容説明を終わります。

○議長（石田勝一君） 事務局の内容説明が終わりました。

質疑を許します。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石田勝一君） 質疑がないようですので、これをもって、議案第6号の質疑を打ち切ります。

---

△議案第7号の内容説明・質疑

○議長（石田勝一君） 議案第7号 匠瑳市横芝光町消防組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

事務局の議案の内容説明を求めます。

大木総務課長。

◎大木総務課長 それでは、議案第7号 匠瑳市横芝光町消防組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明いたします。

本案は、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、懲戒のうち、減給の効果に関する規定について整備するものでございます。

主な改正内容といたしましては、減給の際、給与から減ずる額が、定年引上げに伴う管理監督職務上限年齢制による降任等により、現に受けている給料の月額額の10分の1に相当する額を超えるときは、その額を給与から減ずるものとするものでございます。

○議長（石田勝一君） 事務局の内容説明が終わりました。

質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石田勝一君） 質疑がないようですので、これをもって、議案第7号の質疑を打ち切ります。

---

#### △議案第8号の内容説明・質疑

○議長（石田勝一君） 議案第8号 匠瑳市横芝光町消防組合職員の分限に関する手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

事務局の議案の内容説明を求めます。

大木総務課長。

◎大木総務課長 それでは、議案第8号 匠瑳市横芝光町消防組合職員の分限に関する手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明いたします。

本案は、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、分限うち、降給に関し、必要な事項を定めるため、所要の条文を整備するものでございます。



主な改正内容は、降給に関し、その種類、事由、手続きの明確化で、これは職員の定年引上げにより、管理監督職勤務上限年齢による降任等が発生することに伴うものでございます。

○議長（石田勝一君） 事務局の内容説明が終わりました。

質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石田勝一君） 質疑がないようですので、これをもって、議案第8号の質疑を打ち切ります。

---

△議案第9号の内容説明・質疑

○議長（石田勝一君） 議案第9号 匠瑤市横芝光町消防組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定についてを議題といたします。

事務局の議案の内容説明を求めます。

大木総務課長。

◎大木総務課長 それでは、議案第9号 匠瑤市横芝光町消防組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について、御説明いたします。

本案は、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、国、県に準じた措置を講じるため、諸制度を整備するため、関係条例を改正するものでございます。

主な改正内容でございますが、まず、匠瑤市横芝光町消防組合職員の定年等に関する条例につきましては、職員の定年年齢の引上げでございます。現行の60歳から2年ごとに1歳ずつ、65歳まで、段階的に引上げること、管理監督職勤務上限年齢の導入、60歳をこえる職員の給与の取扱い、定年前再任用短時間勤務制度の導入、職員が60歳に達する年度の前年度に対象職員への給与等の情報提供、意思確認制度の導入等について条文を整備するものでございます。

次に、匠瑤市横芝光町消防組合職員の給与に関する条例につきましては、55歳に達した職員の昇給を勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとする、定年前再任用短時間勤務制度導入に係る条文の整理、定年引上げに伴う給与支給に係る経過措置などについて、条文

を整備するものでございます。

次に、匝瑳市横芝光町消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例につきましては、定年前再任用短時間勤務制度導入に係る条文の整理を行うものでございます。

次に、匝瑳市横芝光町消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例につきましては、地方公務員法の一部改正に伴った引用条文を整理するものでございます。

次に、匝瑳市横芝光町消防組合の再任用に関する条例につきましては、定年前再任用短時間勤務制度導入に伴い、本条例を廃止しております。

○議長（石田勝一君） 事務局の内容説明が終わりました。

質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 質疑がないようですので、これをもって、議案第9号の質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終結します。

暫時休憩いたします。再開は11時といたします。

△午前10時50分 休憩

---

△午前11時00分 再開

△一般質問

○議長（石田勝一君） 日程第8、これより一般質問を行います。

本定例会の一般質問は、発言通告のあった2名の方々といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石田勝一君） 御異議なしと認めます。

この際申し上げます。一般質問については、重複する事項は避け、円滑に議事の終了するこ

とができますよう、御協力をお願いいたします。

また、執行部の答弁も直截簡明に行うよう要望いたします。

なお、一般質問の発言時間については、答弁時間を含めて、妥当な時間内にいたしたいと思っておりますので、御協力をお願いいたします。

それでは、通告に従い順次質問を許します。最初に、林明敏君の質問を許します。

林明敏君。

- ◆2番議員（林明敏君） 皆様、御苦労様です。一般質問をお許しいただきありがとうございます。

消防職員におかれましては、日頃より住民の安心、安全のために職員一丸となって職務に専念されていることに対して、敬意を称する次第であります。

通告に従いまして、質問させていただきます。

はじめに、救急について、現場到着時間、搬送時間、出動回数、コロナの影響、搬送場所、病院受入状況についてお尋ねします。

次に、火災について、火災発生時における入電から現場到着までの時間についてお尋ねします。

次に、消防力の整備指針について、消防組合内の消防署の数と位置について、整備指針に基づく人員配置と現在の人員配置についてお尋ねします。

次に、消防庁舎について、近隣市町における消防庁舎の建替え状況について、また、現在の消防庁舎を建替えした場合、強化が見込まれる機能についてお尋ねします。

最後に、新型コロナウイルスの消防活動への影響についてお尋ねします。

よろしく申し上げます。

- 議長（石田勝一君） 北田匡瑛消防署長。

- ◎北田匡瑛消防署長 私からは、救急についてと、火災についてお答えさせていただきます。

はじめに、救急についてのお尋ねでございますが、令和4年の実績値を申し上げますと、救急業務における救急現場到着時間につきましては、入電から現着まで平均で10分と54秒です。

搬送時間につきましては、入電から医療機関への収容まで平均50分と24秒になります。

出動回数につきましては、救急出動全体で3,161件でございます。

参考として、令和3年の全国における平均値を申し上げますと、救急業務における救急現場到着時間につきましては、入電から現着まで平均9分と24秒、搬送時間につきましては、入電から医療機関への収容まで平均42分と48秒でございます。

また、搬送場所及び病院の受入れ状況につきましては、搬送件数2,691件に対しまして、管内医療機関への搬送は675件、管外医療機関への搬送は2,016件となっております。

なお、搬送場所といたしまして、管内医療機関の主な搬送先は国保匝瑳市民病院、東陽病院となり、管外医療機関の主な搬送先は旭中央病院でございます。

また、新型コロナウイルスの影響についてお尋ねでございますが、感染拡大のピーク時におきましては、救急出動件数や、収容先病院の決定に係る救急車の現場滞在時間がいずれも大幅に増加したほか、救急隊が戻った際の車内の消毒作業や救急需要の大幅な加速に伴う近隣からの救急隊応援等、職員への負担も増大したところでございます。

次に、火災発生時における入電から現着までの時間についてのお尋ねでございますが、令和4年の実績値では、平均13.2分でございます。

以上でございます。

○議長（石田勝一君） 布施警防課長。

◎布施警防課長 私からは、消防力の整備指針についてお答えいたします。

はじめに、当消防組合内の消防署の数と位置についてのお尋ねでございますが、当消防組合は、匝瑳消防署、横芝光消防署、野栄分署の3署所による体制でございます。

現在、管内には、市街地として区域内における人口が10,000人以上となる区域が1区域、準市街地として区域内における人口が1,000人以上10,000人未満となる区域が21区域ございます。

匝瑳消防署については市街地に設置するとともに、横芝光消防署及び野栄分署については、それぞれ準市街地に設置しております。

なお、国が示す消防力の整備指針に基づく当消防組合の設置算定数は、3署所でございます。

また、消防署所の位置でございますが、平成28年度に一般財団法人 消防防災科学センターへの業務委託により常備消防力適正配置調査を実施しましたところ、匝瑳消防署については現在の位置から東北方向に約2km付近までのエリア、エリアというのは幅ということです。野栄分署については現在の位置から西方向に約1.5km付近までのエリア、横芝光消防署につ

いては現在の位置から南東方向に約 1.5 km 付近までのエリアとの調査結果となっております。

よって、当消防組合における現在の消防署所の位置については、概ね良好な配置となっているものと認識しております。

次に、整備指針に基づく人員配置と現在の人員配置についてのお尋ねでございますが、消防力の指針では、「市町村が火災の予防、警戒及び鎮圧、救急業務、人命救助、災害応急対策その他の消防に関する事務を確実に遂行し、当該市町村の区域における消防の責任を十分に果たすために必要な施設及び人員について定めるもの」とし、「市町村は、この指針に定める施設及び人員を目標とし、必要な施設及び人員を整備するもの」と規定しております。

この整備指針に基づき、目標となる人員を算定いたしますと、当消防組合では、133 人となります。

なお、この人員数は、全て階級を有する消防吏員となりますが、令和 5 年 3 月 1 日現在の当消防組合の消防吏員の人員配置は、消防本部に 21 名、匠瑳消防署に 39 名、横芝光消防署に 29 名、野栄分署に 20 名を配置しており、合計で 109 名であります。

以上でございます。

○議長（石田勝一君） 大木総務課長。

◎大木総務課長 私からは、消防庁舎について及び新型コロナウイルスについてお答えさせていただきます。

はじめに消防庁舎についてでございますが、1 点目としまして、近隣市町における消防本部庁舎の建替え状況についての、御質問ですが、はじめに、旭市消防本部ですが、消防本部・旭消防署ですが、昭和 60 年 12 月に竣工しております。次に、山武郡市広域行政組合消防本部ですが、場所を移転し、消防本部・中央消防署を平成 24 年 1 月に竣工しております。

次に、銚子市消防本部ですが、場所を移転し、消防本部・銚子消防署を平成 29 年 1 月に竣工しております。

最後に、香取広域市町村圏事務組合消防本部ですが、敷地を拡張し、消防本部・佐原消防署を平成 26 年 3 月に竣工しております。

次に 2 点目といたしまして、現在の消防庁舎を建替えた場合、強化が見込まれる機能についての御質問ですが、現在建設中の横芝光消防署では、職員の健康や衛生環境に配慮し、仮眠室

の個室化や女性生活スペースを確保するとともに、出動準備室、住民相談室、大会議室を設置する設計となっております。

また、ライフライン途絶時に対応するため、受水槽や生活水の確保、72 時間継続可能な非常用発電設備及び自家用給油施設、太陽光発電装置等を設置する設計となっております。

次に新型コロナウイルスの消防活動への影響についてお答えさせていただきます。

新型コロナウイルスの消防活動への影響といたしましては、新型コロナウイルス感染症第7波並び第8波において、職員又は家族の当該感染症への罹患により出勤することができない職員が多く発生しましたことから、勤務人員の確保に苦慮した時期がございました。

当時の対応といたしまして、署所間における勤務人員の調整、職員に割り振ら得た週休日の変更などにより、勤務人員を確保したところでございます。

以上でございます。

○議長（石田勝一君） 林明敏君。

◆2番議員（林明敏君） 再質問させていただきます。救急が3,161件ということで、年々増えているということですが、2、3年の経過で構いませんのでどのような数字的に上昇しているかお示しいただきたい。

○議長（石田勝一君） 北田匡瑛消防署長。

◎北田匡瑛消防署長 何年か分の救急出動件数についてのお尋ねでございますが、平成29年から令和3年までの5年間における出動件数についてお答えいたします。平成29年におきましては2,740件、平成30年におきましては2,885件、令和元年におきましては3,029件、令和2年におきましては2,768件、令和3年におきましては3,161件でございます。以上でございます。

○議長（石田勝一君） 林明敏君。

◆2番議員（林明敏君） 先程、搬送先を東陽病院、市民病院、中央病院とお聞きしたのですが、搬送先の上位は、何件くらいか数字がわかればお示し願いたいと思います。

○議長（石田勝一君） 北田匝瑳消防署長。

◎北田匝瑳消防署長 主な搬送先の件数についてのお尋ねでございますが、令和4年の実績値で申し上げますと、管内医療機関につきましては、国保匝瑳市民病院へ381件、東陽病院へ263件、九十九里ホーム病院へ18件をそれぞれ搬送しており、管外医療機関につきましては、旭中央病院へ1,824件、国際医療福祉大学成田病院へ44件、さんむ医療センターへ35件をそれぞれ搬送しております。

以上でございます。

○議長（石田勝一君） 林明敏君。

◆2番議員（林明敏君） 旭中央病院の数が多いと思われませんが、私も市民からよく言われるんですが、救急車の現場滞在時間が長いと言われるんですが、その要因と対応についてお答え願います。

○議長（石田勝一君） 北田匝瑳消防署長。

◎北田匝瑳消防署長 救急隊の現場滞在時間の増加要因とその解決方法についてのお尋ねでございますが、まず、現場滞在時間の増加要因といたしましては、主に搬送先医療機関が決定しないことによる病院交渉時間の延伸があげられます。

また、その解決方法につきましては、今後、管内医療機関、旭中央病院等が参加する匝瑳・横芝光地域救急医療ネットワーク会議などを通じて、問題の改善に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（石田勝一君） 林明敏君。

◆2番議員（林明敏君） 先程、旭中央病院が搬送数トップだとお聞きしました、その協議会にも旭中央病院も入っていただいているようなので、協議会の中で搬送先がすぐに決まるように

良い協議をしていただきたいと思います。

次に、消防庁舎なんですが、横芝光消防署を建てておりますが、庁舎の構造上、地震には強いと思います。耐震、制震、免震などの数値や構造をお尋ねします。

○議長（石田勝一君） 大木総務課長。

◎大木総務課長 地震に対する構造についてのお尋ねでございますが、現在、建設中であります横芝光消防署を例にお答えいたします。

横芝光消防署につきましては、大地震動後、構造体の補修をすることなく、建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものとする観点から、耐震安全性の分類を最上位であるⅠ類とし、建物の設計時に地震力を割増す係数となる重要度係数を1.5として構造設計をしております。

また、横芝光消防署の構造につきましては、庁舎棟は鉄筋コンクリート造、車庫棟は鉄骨造となっております。

以上でございます。

○議長（石田勝一君） 林明敏君。

◆2番議員（林明敏君） 今の構造の話を知ると、2階建てだと思うのですが、一般的な構造上は、耐震だと理解させていただきます。

これで、私の一般質問を終わります。

○議長（石田勝一君） 林明敏君の一般質問を打ち切ります。

続いて、都祭広一君の質問を許します。

都祭広一君。

◆3番議員（都祭広一君） 私からは、ドローン無人小型航空機の活用について、自然災害におけるドローンの活用についてお伺いします。

去る2月25日でしたでしょうか、千葉日報誌におきまして、匝瑳市横芝光町消防組合の無人小型航空機ドローン導入が報道されました。



国におきましても、活用度が高いことから運行ルールが定められ企業においての各種実証実験が重ねられており、昨年の7月の熱海市で発生した土石流災害においてはその有効性が確認され、今まで人的な対応では困難であった災害現場での活用に期待が高まっております。しかしながら、その運用に係るための専門技術者の育成や運用に係る経費など精査しなくてはならない課題も考えられます。

現状、ドローンの導入について、近隣消防での導入状況及び当組合での運用状況、想定される任務範囲について伺います。

○議長（石田勝一君） 北田匡瑛消防署長。

◎北田匡瑛消防署長 近隣消防本部におけるドローンの導入状況についてですが、成田市消防本部で2機、香取広域市町村圏事務組合消防本部で1機配備しております。

当消防組合での運用状況及び想定される任務範囲について、お答えいたします。

当消防組合では令和5年3月より運用を開始しており、令和5年3月23日現在、火災4件、災害1件、火災調査1件において活用しております。

ドローンが有効に活用された事例を紹介いたしますと、令和5年3月11日に匡瑛市長谷で午前11時頃発生した林野火災におきまして、ドローンからの熱画像撮影により、初動活動時に、隊員の侵入が困難な場所においても延焼状況の把握が迅速に行うことができ、また、残火処理の際に、隊員が目視困難な残火箇所を的確にとらえることができ、再燃防止を図ることができたとの報告を指揮隊から受けております。

次に、想定される任務範囲についてですが、都祭議員も御承知のように、ドローンを活用することで、上空からの被害状況の情報収集や人命救助等を行うことが可能となります。特に近年の自然災害等につきましては、大規模化、甚大化していることから、災害発生時での有効活用ができるものとなっております。

このほか、水難事故が発生した際に、要救助者に対して、浮き輪を投下するなど救助活動においても活用したいと考えております。

以上でございます。

○議長（石田勝一君） 都祭広一君。

◆3番議員（都祭広一君） 有効性が確認された事実を今お聞きしまして、積極的な運用活用をしていくためには、操縦技術者の養成が必須になってくると思いますが、今後の計画についてお聞きします。

○議長（石田勝一君） 北田匠瑛消防署長。

◎北田匠瑛消防署長 1点目といたしまして、免許取得についてお答えいたします。

ドローンの性能についてですが、当消防組合が配備したドローンについては、産業用ドローン仕様であります。機体及び搭載するカメラは防水性能が高い、等級3以上であり、動画撮影、熱画像撮影、暗所撮影、高倍率ズームが可能、撮影画像のリアルタイム伝送機能、拡声装置、投下装置を備えております。

免許の取得につきましては、国家試験を現在5名の職員が取得している状況でございます。以上でございます。

○議長（石田勝一君） 都祭広一君。

◆3番議員（都祭広一君） 現状、運用しているということですので、既に資格を取られた方もいらっしゃると思うのですが、令和5年度の操縦士の養成計画はあるのでしょうか。

○議長（石田勝一君） 北田匠瑛消防署長。

◎北田匠瑛消防署長 令和5年度には、3名の無人航空機操縦士を養成する計画でございます。以上でございます。

○議長（石田勝一君） 都祭広一君。

◆3番議員（都祭広一君） 先程、運用計画及び操縦士の養成計画をお聞きしまして、今の所有している1機では、大規模災害や年度においてはメンテナンスをしていかなければならないと考えます。代替機の必要性も生じてくることから、今後のドローンの追加導入予定についてお聞きします。

○議長（石田勝一君） 暫時休憩。

（午前 11 時 31 分 休憩）

---

（午前 11 時 31 分 再開）

○議長（石田勝一君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

北田匝瑳消防署長。

◎北田匝瑳消防署長 今後の導入予定についてお答えいたします。

先ほども申し上げたとおり、近年の災害は、大規模化、激甚化しておりますことから、そうした災害が発生した際にドローンの有効活用が期待できます。

また、当消防組合は、匝瑳市及び横芝光町を管轄していることから、ドローンの増強について、調査研究をさせていただき、消防力の強化を努めてまいりたいと考えております。

○議長（石田勝一君） 都祭広一君。

◆3番議員（都祭広一君） 当組合においては、匝瑳市と横芝光町、山から海まで非常に広い範囲を防災に尽力いただいていると理解しております。その中で、ドローンというのは運用計画をしっかりと立てることによって、人的な対応が困難だったものにも対応できるのではないかと考えます。しっかりと導入予定を進めていただければと思います。今回も補正予算にうたわれておりましたけれど、今後の予算措置についてもお伺いいたします。

○議長（石田勝一君） 北田匝瑳消防署長。

◎北田匝瑳消防署長 予算措置について、お答えさせていただきます。

今年度配備いたしましたドローンにつきましては、緊急防災減災事業債を活用し、購入させていただきました。この起債につきましては、現在のところ、令和7年度までとなっておりますので、この間にドローンの増強、予算措置等について、調査研究をさせていただきたいと考えております。

○議長（石田勝一君） 都祭広一君。

◆3番議員（都祭広一君） 具体的なドローンの購入費、維持費、操縦士の養成に係る費用をお聞きしてよろしいですか。

○議長（石田勝一君） 北田匡瑛消防署長。

◎北田匡瑛消防署長 ただいまの質問にお答えさせていただきます。

今回のドローン一式の購入額については、351万4,500円となっており、維持費につきましては主に、機体の補償料が24万5,000円、本体のバッテリー交換をいたしますと1個あたり1万8,000円、送信機のバッテリー交換をいたしますと1個あたり8,000円、あと、物件投下で浮輪を投げる装置があるんです、その浮輪を使い交換しますと6,000円の金額が掛かります。

また、状況により機体等の外部委託点検が発生する場合がございます。

操縦士の育成については、1人当たり約30万円から35万円となっております。

○議長（石田勝一君） 都祭広一君。

◆3番議員（都祭広一君） 先進的な取組みの中で、予算の計上というのはこれから肝になってくる部分なのかなと思います。

令和4年3月31日付けの消防庁消防救急課長名で各都道府県消防防災主幹部長殿ということで、消防本部における災害対応ドローンの更なる活用推進についてという通知が発出されています。

ドローンの整備というものを国も真剣になって考えている。そして、まさに地方の中においては、大規模災害や広域災害に向けての対応ということでも、非常に効果が期待できるものだと思っておりますので、予算措置の方も最新の機器を備えることで、住民の皆様の安心に繋がりますので、是非、積極的に進めていただければと思いますので、よろしく願います。

最後に、新しい機器を導入するということは、住民の安心、安全にも繋がると思うのでありますけども、広報についてどのようにされていくかお聞きします。

○議長（石田勝一君） 北田匠瑳消防署長。

◎北田匠瑳消防署長 広報について、お答えいたします。

今年度配備したドローンにつきましては、当消防組合公式ホームページにドローンを活用した訓練等を掲載しております。

今後、ドローンを活用した訓練を実施して、広報119だよりの方にも配備について掲載していきたいと思います。また、今後、防災訓練、さんさんフェスタ等におけるイベント等にドローンを活用した広報活動を実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（石田勝一君） 都祭広一君。

◆3番議員（都祭広一君） 住民の期待の声、そして、防災への啓蒙となりますのでしっかりと広報をお願いしたいと思います。当消防組合が先進的なドローン部隊を結成できることを期待いたしまして、質問を終わります。

○議長（石田勝一君） 都祭広一君の一般質問を打ち切ります。

以上で、通告のあった質問はすべて終了いたしました。

これにて、一般質問を終結いたします。

---

#### △議案審議討論

○議長（石田勝一君） 日程第9、これより、討論に入りますが、ただいまのところ、討論の通告がありません。よって、討論を省略して、これより採決に入ります。

---

#### △議案審議採決

○議長（石田勝一君） 日程第10、これより、議案の採決をいたします。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて(匝瑳市横芝光町消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について)

本案について、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長(石田勝一君) 挙手全員であります。よって、議案第1号は、原案のとおり承認されました。

議案第2号 専決処分の承認を求めることについて(匝瑳市横芝光町消防組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について)

本案について、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長(石田勝一君) 挙手全員であります。よって、議案第2号は、原案のとおり承認されました。

議案第3号 令和5年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計予算について

本案について、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長(石田勝一君) 挙手全員であります。よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

議案第4号 令和5年度匝瑳市横芝光町消防組合分担金の市町別分賦について

本案について原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長(石田勝一君) 挙手全員であります。よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

議案第5号 令和4年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計補正予算(第2号)について

本案について、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（石田勝一君） 挙手全員であります。よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

議案第6号 匝瑳市横芝光町消防組合職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について  
本案について、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（石田勝一君） 挙手全員であります。よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

議案第7号 匝瑳市横芝光町消防組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案について、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（石田勝一君） 挙手全員であります。よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

議案第8号 匝瑳市横芝光町消防組合職員の分限に関する手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本案について、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（石田勝一君） 挙手全員であります。よって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

議案第9号 匝瑳市横芝光町消防組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について

本案について、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（石田勝一君） 挙手全員であります。よって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

△午前11時45分 休憩

---

△午後0時05分

△日程の追加

○議長（石田勝一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。本日付けで、発議案として林明敏君より、発議案第1号、匝瑳市横芝光町消防組合議会個人情報保護条例の制定についての提出がありました。これを日程に追加して議題としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石田勝一君） 御異議なしと認めます。よって発議案について、本日の日程に追加し、議題とすることに決しました。

---

△発議案第1号の上程

○議長（石田勝一君） 発議案第1号 匝瑳市横芝光町消防組合議会個人情報保護条例の制定についてを議題といたします。

発議案第1号について、本案提出者林明敏君から提案理由の説明を求めます。

林明敏君。

◆2番議員（林明敏君） 発議案第1号 匝瑳市横芝光町消防組合議会個人情報保護条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり、匝瑳市横芝光町消防組合議会会議規則第13条の規定により提出します。

令和5年3月28日提出



匝瑳市横芝光町消防組合議会

議長 石田 勝一 様

提出者 匝瑳市横芝光町消防組合議会

議員 林 明敏

賛成者 匝瑳市横芝光町消防組合議会

議員 秋鹿 幹夫

それでは、提案理由を申し述べます。

発議案第1号 匝瑳市横芝光町消防組合議会個人情報保護条例の制定について、本案は、個人情報の保護に関する法律の一部が改正されることに伴い、匝瑳市横芝光町消防組合議会の保有する個人情報の適正な取扱いについて必要な事項を定めるため、別紙のとおり提案いたすものであります。

以上、御可決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（石田勝一君） 発議案第1号の提案理由の説明が終わりました。

直ちに質疑に入ります。質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石田勝一君） 質疑がないようですので、これをもって、発議案第1号の質疑を打ち切ります。

---

△発議案審議採決

○議長（石田勝一君） これより討論に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

お諮りいたします。討論を省略して、採決に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石田勝一君） 御異議なしと認めます。よって、討論を省略して採決に入ります。これ

より採決に入ります。

発議案第1号 匝瑳市横芝光町消防組合議会個人情報保護条例の制定について  
本案について、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（石田勝一君） 挙手全員であります。よって、発議案第1号は、原案のとおり可決されました。

---

△閉会の宣言

○議長（石田勝一君） 本定例会に付議された事件は、すべて議了されました。

ここで一言、御挨拶申し上げます。匝瑳市横芝光町消防組合議会令和5年3月定例会に当たり、長時間にわたる慎重な御審議、御理解ある御協力をいただきましたことに対し、深く感謝申し上げます。皆様方におかれましては、御自愛の上、一層の御活躍をされますことを御祈念申し上げます、御挨拶に代えさせていただきます。ありがとうございました。

これにて、匝瑳市横芝光町消防組合議会、令和5年3月定例会を閉会いたします。

署名

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議長 \_\_\_\_\_

議員 \_\_\_\_\_

議員 \_\_\_\_\_